



平成21年3月9日

## 一般貨物自動車運送事業者に対する事業停止処分

<問い合わせ先>

九州運輸局自動車運送事業安全監理室

担当 田代、鶴田

電話 092-472-2529

平成20年11月20日午前5時53分頃、本社営業所の所属運転手が大分県日田市大字友田の国道386号線において、無免許運転並びに最高速度違反を行った旨の通知が公安委員会からあったため特別監査を実施したところ、輸送の安全確保に係る違反行為が判明したため、下記のとおり、貨物自動車運送事業法（以下「法」という）第33条の規定に基づき、本社営業所の事業停止処分3日間及び輸送施設（事業用自動車）の使用停止を延べ230日間行うことの命令書を発出しましたのでお知らせします。

### 記

1. 行政処分又は命令の年月日  
平成21年3月4日
2. 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置
  - ・事業者の名称 : 有限会社 山中陸送
  - ・主たる事務所の位置 : 大分県中津市大字福島910番地
3. 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置並びに届出車両数
  - ・営業所の名称 : 本社営業所
  - ・営業所の位置 : 大分県中津市大字福島910番地2
  - ・届出車両数 : 合計32両（内被けん引車7両）
4. 行政処分又は命令の内容等
  - (1) 行政処分の内容  
当該事業者の本社営業所について、行政処分基準により処分日車数が305日車に達し事業停止となる270日車を超えたため、当該営業所を3日間の事業停止及び輸送施設（事業用自動車）の使用停止230日車を行う。
  - (2) 処分期間
    - ①事業停止 : 平成21年3月9日から平成21年3月11日まで（3日間）

## ②車両使用停止

平成21年3月12日から平成21年5月26日まで(2両)

平成21年3月12日から平成21年5月28日まで(1両)

## 5. 違反行為及び違反条項

- ① 定期点検整備が確実に実施されていなかった。  
(法第17条第3項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条第1号)  
(道路運送車両法第48条)
- ② 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示の遵守が不適切であった。  
(法第17条第1項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)
- ③ 乗務員の健康診断を受診させていなかった。  
(法第17条第1項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項)
- ④ 点呼の実施が不適切であった。  
(法第17条第3項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～3項)
- ⑤ 点呼の記録の記載事項に不備があった。  
(法第17条第3項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第4項)
- ⑥ 乗務等の記録の記載事項に不備があった。  
(法第17条第3項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)
- ⑦ 運行指示書の記載事項に不備があった。  
(法第17条第3項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項～3項)
- ⑧ 運転者台帳の記載事項等に不備があった。  
(法第17条第3項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の4)
- ⑨ 乗務員に対する指導監督が適切に行われていなかった。  
(法第17条第3項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)
- ⑩ 特定の運転者(初任運転者)に適性診断を受診させていなかった。  
(法第17条第3項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)

## 6. 監査実施の端緒

大分県公安委員会から道路交通法第108条の34の規定に基づく通知  
(運送業務中の無免許運転並びに最高速度違反)

## 7. 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び管轄区域に係る累積点数(累積点:10日車を1点とし端数は切り上げる)

この行政処分により当該営業所に付された違反点数は31点で、九州運輸局管内における累積違反点数は31点です。